

「和歌山北部地区秋季海難防止キャンペーン」 の実施について

和歌山県北部海域は、マリンレジャーが盛んな海域であり、例年、本格的な魚釣りシーズンの秋季(9月～11月)においては、プレジャーボート等の小型船舶による海難が多く発生しており、今後、海難の発生が懸念されるところであります。この状況を踏まえ、秋季における船舶海難等の事故を未然に防止するため、次のとおり「和歌山北部地区秋季海難防止キャンペーン」を実施します。

<実施期間> 平成30年9月15日～24日

<推進項目>

プレジャーボートの海難防止

- イ 発航前の船体・機関・機器・装備品・燃料等の点検の徹底
- ロ 常時適切な見張り・操船の徹底
- ハ 航行海域の水路調査、気象・海象警報、注意報の発表状況の確認の徹底
- ニ ライフジャケット着用の徹底
- イ ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保
- ロ 小型船に乗船する者への救命胴衣着用義務範囲が拡大されたことを踏まえた救命胴衣の着用徹底



国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁

ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です！船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう！

海中転落時の生存率
 着用 80%
 非着用 10%
 死亡

ライフジャケットの種類

- ◆ 国が安全性を確認した証である桜マークがあるライフジャケットを着用してください！
- ◆ 桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なもの(タイプA)や、水上バイク用などいろいろあるタイプがあります！(右表参照)
- ◆ 個人でライフジャケットを購入される場合には、乗船する船舶で使用可能なタイプを確認してください！

適用除外の対称例

船室内にいる方	救命を着用している方	助産院内の保母船にいる方
船外で泳ごうとする遊覧の方	専用装備で水上バイクをする方	船長が定めた安全場所にいる方

遊覧する必要がある方、水着を着るとは限りません、出来るだけ着用して下さい。

違反すると罰金あり！

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！5点以上で免許停止の対象となります！

※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁 詳しくはホームページへ

発行 国土交通省水産庁水産広報課 | http://www.mlit.go.jp/marine/marine_fm_000016.html